

募集要項

磐田市
豊岡地場産品ふれあい施設
指定管理者募集要項

令和7年7月
磐田市産業部農林水産課

【目次】

1.施設の概要	1
2.指定管理者が行う業務の範囲	1
3.指定期間	1
4.管理運営に関する経費等	1
5.指定管理者募集に関する事項	2
6.指定管理者候補者の審査・選定等	4
7.指定管理者との協定の締結	6
8.事業の継続が困難となった場合における措置	7
9.その他管理運営にあたっての留意事項	7
10.添付資料・様式	7
11.問合せ先及び申請書類提出先	8

【添付資料】

(1)質問書（様式第1号）	9
(2)指定管理者指定申請書（様式第2号）	10
(3)事業提案書（様式第3号）	11
(4)収支計画書（様式第4号）	20
(5)法人等概要書（様式第5号）	23
(6)誓約書（様式第6号）	24
(7)委任状（様式第7号）	25
(8)指定管理者指定の辞退申請書（様式第7号）	26
(9)磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例	27

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例第7条の規定に基づき、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るため、次のとおり指定管理者を非公募により募集します。

1.施設の概要

- (1) 名 称 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設
- (2) 所在地 磐田市下神増1 1 4 8 番地

※施設の概要における設置時期・施設規模・利用実績等の詳細事項については、別添「管理運営業務仕様書」に記載しています。

2.指定管理者が行う業務の範囲

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設における指定管理者の業務の範囲は次に掲げるとおりです。

- (1) 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の利用の許可、その取消し等に関すること。
- (3) 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の利用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の管理運営に関する業務のうち、市長が必要と認めること。

※業務の詳細については、別添「管理運営業務仕様書」に記載しています。

3.指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、市は、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の管理の適正を期するために行なった指示に、指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

4.管理運営に関する経費等

(1) 管理運営経費について

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の管理運営に要する一切の経費は、利用料金収入及び運営事業収入によって賄うこととします。

なお、収入から支出を差し引いた収益は指定管理者のものとし、支出が収入を上回り損失が発生した場合、市はその損失について補填はしません。

- ① 経費の積算基礎には、人件費、管理費（清掃・警備・設備機器等の管理費、光熱水費、燃料費、消耗品費、修繕料、事務運営諸経費等）、運営費（事業の開催費等）等を含みます。

なお、施設において指定管理者が自主的に実施する自主事業に係る経費は含みません。

ア 施設等の修繕について

- ・ 1件あたりの予定価格が50万円以上のものについては、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、毎年度に予算の範囲内で市が修繕を行います。修繕の実施時期は指定管理者との協議によります。
- ・ 1件あたりの予定価格が50万円未満のものについては、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において実施することとします。
- ・ 指定管理者の管理上の瑕疵による施設等の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず、指定管理者の経費負担で実施することとします。

イ 備品等の取扱いについて

- ・ 現に使用中の市所有の備品については、指定管理者に無償で貸与します。
- ・ 貸与した備品等が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合は、市が必要に応じて購入または調達します。
- ・ 貸与した備品等の修繕については、原則施設修繕と同様の扱いとします。
- ・ 指定管理者の管理上の過失により、貸与した備品等を毀損滅失した場合は、指定管理者の負担と責任により当該備品等を購入または調達することとします。
- ・ 指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ

市と協議のうえ、自らの責任と経費負担により、備品等を購入できます。この場合、当該備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(2) 利用料金

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金を次のとおり採用します。指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。

① 利用料金の額は、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例で定めた利用料を上限とする範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定するものとします。

なお、消費税及び地方消費税は、利用料金の内税として扱うことになります。

② 利用料金については、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、減免又は還付を行なうことができます。

なお、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例及び施行規則で規定する減免の対象者による利用については、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額し、又は免除してください。利用料金収入の減収分については、別途補填はいたしません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理は、その他の業務に係る経理と区分して管理するものとします。

(4) その他

指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について、指定管理者に賠償していただくこととなります。あらかじめ管理運営業務に関する危険負担の軽減のため、指定管理者の負担で必要な保険に加入するなど、必要な措置を講じてください。

5. 指定管理者募集に関する事項

(1) 指定管理者の募集手続き

① 募集要項の配布

ア 配布期間 令和 7 年 7 月 14 日（月）から令和 7 年 8 月 1 日（金）まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

イ 配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ウ 配布場所 磐田市経済産業部農林水産課（磐田市役所西庁舎 1 階）

② 募集に関する質問

ア 受付期間 令和 7 年 8 月 12 日（火）から令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 5 時まで

イ 受付方法 質問書（様式第 1 号）に記入の上、FAX 又は電子メールのいずれかで、「11. 問合せ先及び申請書類提出先」へ受付期間内に提出してください。

募集要項等の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

ウ 回答方法 質問者には、令和 7 年 8 月 22 日（金）頃までに、電子メール又は FAX にて回答します。

(2) 申請に関する事項

① 申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。

なお、法人等又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、申請者となることはできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 磐田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から 2 年を経過しない者

- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- カ 磐田市から入札参加停止措置を受けている者
- キ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ク 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者
- ケ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。）
- コ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- サ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- シ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- セ 磐田市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ソ 市特別職、市議会議員又は磐田市指定管理者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）の委員と資本面で関連がある者

② グループでの申請

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ア グループの代表となる法人等を定めること。
- イ 代表となる法人等以外のものは、当該グループの構成員として扱います。
- ウ 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

(3) 申請の手続

① 申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ア 指定管理者指定申請書（様式第 2 号）
- イ 事業提案書（様式第 3 号）
- ウ 収支計画書（様式第 4 号）
- エ 申請資格を有していることを証する書類（グループ申請の場合は、構成員となるすべての法人等のもの）
 - a 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - b 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）・・・いずれも 3 ヶ月以内のもの
 - c 法人等概要書（設立趣旨、沿革、事業内容及び組織に関する事項等：様式第 5 号）
 - d 活動実績を証明する書類
 - ・ 法人の場合は、直近 3 事業年度における貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 - ・ 法人以外の団体の場合は、直近 3 事業年度における収支決算書及び事業報告書
 - e 申請資格に該当する旨の誓約書（様式第 6 号）
 - f 法人等の役員名簿（任意様式）
 - g 市県民税特別徴収義務者の指定を受けていることを証明する書類の写し
 - h 国税、県税、本拠地所在地の市税及び磐田市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- オ グループ申請の場合は、上記書類に加え次の書類
 - a 委任状（様式第 7 号）
 - b グループ協定書（出資比率、組織、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し（任意様式）
 - c グループの構成員を記載した書類（任意様式）

d 代表者の印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

② 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月1日（月）まで

ただし、土曜日及び日曜日及び祝日を除きます。

イ 提出方法

「11. 問合せ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。

なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時までとします。

郵送の場合は、書留郵便で令和7年9月1日（月）午後5時必着とします。

ウ 提出部数

12部（正本1部、副本11部）

副本については、コピーで可

③ 申請における留意事項

ア 失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

a 申請書類に虚偽又は不正があった場合

b 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

c 申請書類提出後に事業提案書の内容を変更した場合

d 複数の事業提案書を提出した場合

e 申請資格を満たしていないことが判明した場合

f 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

g 事業提案書において、委託料が発生する提案があった場合

h 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は選定等委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合

i その他不正行為があったと市が認めた場合

イ 申請書類の取扱い

a 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な場合、その他市が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で利用できるものとします。

b 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

c 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

d 提出書類の言語

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

e 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後、申請者に返却します。なお、返却するのは原本のみです。

ウ 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第8号）を提出してください。

エ グループ申請の取扱い

グループ申請の場合、代表となる法人等及び構成員の変更は認めないものとします。

オ 申請にあたっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

6. 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 選定等委員会の設置

指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に実施するため「選定等委員会を設置します。

(2) 選定等委員会による審査

選定等委員会は、申請者を対象に、プレゼンテーションやヒアリング等を実施し、申請書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、選定します。

ただし、委員の総合評価点数の合計が、満点の6割に満たなかった場合は指定候補者として選定しません。

開催時期 令和7年10月予定

(3) 審査項目

選定基準	審査項目		配点
施設の設置目的の確実な実施が見込まれること。	基本方針	磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の性格、設置目的、業務内容を的確に把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。	5
施設の効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。	管理運営の実行性	① 地域の農作物、特産物等を効果的にPRするための取り組みが提案されているか。 ② 出荷や販売等の規定を作成するなど、適正な運営が見込まれるか。	15
	施設の効用拡充	① 来場者に対するサービス向上の工夫が提案されているか。 ② 施設の来場者等を増進させる取組みについて、提案がなされているか。	10
	経済性	① 収支計画書の内容は適切であるか。 ② 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案があり、その内容は適切であるか。	10
	地域貢献	① 市内業者の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与する提案があるか。 ② 地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組が提案されているか。	10
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。	組織の安定性	① 法人等の経営理念や方針は指定管理者として相応しいか。 ② 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤を有しているか。	10
	事業への取組み方針	年間の事業量を適切に把握し、実行可能な計画となっているか。	5
	供給体制	① 地域の出荷者と連携するなど、地域の産業の振興となる体制が確保されているか。 ② 必要な量が供給されるための、出荷者の人員を確保しているか。 ③ 多様な品目数を取り扱える供給体制があるか。	10
	組織体制	① 業務遂行に必要な職員体制や配置人員は適切か。 ② 責任者や有資格者の配置、指揮系統は明確か。 ③ 業務従事者の研修や業務指導に関する方針や計画は示されているか。	10
施設の設置目的に従い、市民の平等利用	平等利用の確保	① 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されているか。 ② 一部の利用者に利用制限や優遇をしていないか。	5

が確保されること。	安全管理	① 安全対策は明瞭で業務従事者の教育、訓練の実施計画はあるか。 ② 防犯・防災対策が計画され、示されているか。 ③ 緊急時の連絡体制や市への通報体制がなどの危機管理体制が示されているか。	5
	個人情報	① 個人情報を保護するための体制や研修などが確保されているか。 ② 万一個人情報が流失した場合の対応が検討されているか。	5
合計			100

(4) 審査結果の通知及び公表

選定等委員会における選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者を選定します。指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。

公表時期 令和7年11月上旬頃

(5) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。市議会の議決が得られなければ不合格となりますが、その場合、市は一切の損害賠償責任は負いません。なお、指定の議案は、令和7年11月開催予定の市議会に提出する予定です。

(6) 審査結果等の公開

申請者の名称や申請書類等は磐田市情報公開条例に基づく情報公開の対象となりますので、次により公開します。

① 申請者の名称

指定管理者候補者の公表後、申請者の名称について公開します。

② 評価点数

指定管理者候補者の公表後、指定管理者候補者の総合評価点数のみ公開します。

③ 申請書類

指定管理者候補者として選定された申請者の申請書類の内容は、原則、公開します。ただし、活動実績を証明する書類等の申請者の正当な利益を害するおそれがある部分は、非公開とします。

7. 指定管理者との協定の締結

市は、市議会における関係予算の成立後、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

協定は、指定期間全体に関する基本協定と単年度ごとの詳細事項を定める年度協定の二段階に分けて協定を締結します。その際、指定管理者として指定された法人等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

◆ 基本協定書で定める内容

- ① 管理する施設及び設備の内容に関する事項
- ② 管理運営業務の範囲と実施条件に関する事項
- ③ 指定期間及び基本協定の期間
- ④ 緊急時の対応に関する事項
- ⑤ 秘密の保持、個人情報保護、情報公開に関する事項
- ⑥ 備品等の扱いに関する事項
- ⑦ 事業提案書、業務報告書に関する事項
- ⑧ 委託料及び利用料金に関する事項
- ⑨ 損害賠償、不可効力及びリスク分担に関する事項
- ⑩ 指定期間満了に関する事項（業務の引継ぎ、現状回復等）
- ⑪ 指定の取消し、管理運営業務の停止に関する事項

⑫ 暴力団の排除に関する事項

◆ 年度協定書で定める内容

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度の委託料の支払いに関する事項

【収入印紙の添付】

指定管理者が本市に交付する協定書には、収入印紙の添付が必要な場合があります。添付の必要性の有無については、指定管理者が個別に管轄の税務署に確認した上で決定することとします。なお、収入印紙を添付しない場合は、確認先等の報告書を協定書に添付して提出していただきます。

8. 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができるものとします。この場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市は、その指定を取り消すことができるものとします。

9. その他管理運営にあたっての留意事項

(1) 業務の委託

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市の承認を得て委託することができます。

(2) 協定締結前の取扱い

指定管理者候補者又は指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定を行なわない、又は協定を締結しないことがあります。

- ① 「5. ー(2)ー① 申請資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき
- ③ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(3) 事務引継ぎ

① 指定管理開始前に申し込まれた施設の利用申請や、その他必要なデータ等については、原則として現在の指定管理者から引き継ぐこととします。

② 指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、施設を指定期間開始前の状態に復して次期指定管理者又は市に引き継ぐものとします。業務を引き継ぐ際は、施設の管理運営業務を円滑に遂行できるよう、指定期間終了時までに十分な引継ぎ期間を設けて引継ぎを行うとともに、必要なデータ等についても提供することとします。

③ 業務引継ぎ等に要する費用について、市は一切負担しません。

(3) モニタリング及び評価結果の公表

市は、指定期間中に指定管理者の管理運営状況を確認するため、モニタリング及び施設所管課による評価を行います。

協定に従い、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供がなされているかなどの視点で、現地調査や書類審査等により管理運営状況について評価を行い、その結果を公表いたします。評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認める場合、市は、業務の改善等必要な指示を行い、これに従わないときは、業務の停止、さらに指定の取消しを行うものとします。

(4) 原状の回復

指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡さなければなりません。ただし、市が

認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡すことができるものとします。

この場合において、指定管理者は、市に対し管理物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとします。

10.添付資料・様式

- (1) 質問書（様式第1号）
- (2) 指定管理者指定申請書（様式第2号）
- (3) 事業提案書（様式第3号）
- (4) 収支計画書（様式第4号）
- (5) 法人等概要書（様式第5号）
- (6) 申請資格に該当する旨の誓約書（様式第6号）
- (7) 委任状（様式第7号）
- (8) 辞退届（様式第8号）

11. 問合せ先及び申請書類提出先

〒438-8650 磐田市国府台3-1

磐田市経済産業部農林水産課

電話：0538-37-4813

FAX：0538-37-1184

電子メール：norin@city.iwata.lg.jp

(様式第 1 号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

質 問 票

磐田市農林水産課長

所在地
法人等の名称
代表者氏名

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設指定管理者募集要項等について、次のとおり質問書を提出します。

質問者	役職・氏名			所 属	
	連絡先	電話			
		F A X			
		E メールアドレス			
要項等における個所特定	募集要項又は配布資料名				
	項目名				
	ページ				
(質問内容)					

※注意：質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に取りまとめて記載すること。

(様式第2号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

指定管理者指定申請書

磐 田 市 長

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

㊞

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業提案書(様式第3号)及び収支計画書(様式第4号)
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 法人等概要書(様式第5号)
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書(様式第6号)
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書(未納がないことの証明)
- 9 その他市長が必要と認める書類

1 基本方針等

(1) 指定管理者の指定を申請した理由

(2) 施設の管理運営に関する基本方針

※施設の性格や設置目的等を踏まえ、管理運営全般に当たっての方針等について記載してください。

2 事業計画

(1) 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設に関する基本方針

※施設の設置目的等を踏まえ、事業の実施に当たっての方針、達成目標（利用件数、利用率、経費削減額等）等について記載してください。

(2) 目標とする年間施設利用者数の計画

単位：人

施設名	令和6年度 実績（参考）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
交流研修施設	564					
粉食加工施設	575					
惣菜加工施設	174					

※過去3年間の実績について仕様書に記載していますので、参考にしてください。

(3) 施設・設備の維持管理（保守点検含む。）に関する計画

施設名	業務名	業務の内容等	実施時期・回数

※指定申請期間の毎年度の業務の内容が相違する場合は、年度ごとに記載してください。

(4) 各種事業（自主事業を除く。）に関する計画

施設名	事業名	事業の目的・内容等	実施時期・回数

※「事業の目的・内容等」は、募集対象、募集人員含め、詳しく記載してください。

※指定申請期間の毎年度の事業内容が相違する場合は、年度ごとに記載してください。

(5) 自主事業に関する計画

施設名	事業名	事業の目的・内容等	実施時期・回数

※「自主事業」とは、施設において指定管理者が自主的に実施する事業をいう。

※「事業の目的・内容等」は、募集対象、募集人員含め、詳しく記載してください。

※指定申請期間の毎年度の事業内容が相違する場合は、年度ごとに記載してください。

3 効果的・効率的な管理運営を実施するための方策

(1) 効果的・効率的な管理運営のための取組み

--

(2) サービス向上のための取組み

※利用者へのサービス向上を図るための具体的な提案とその効果を記載してください。

--

(3) 利用拡大のための取組み

--

※施設の利用者の増加を図るための具体的な提案とその効果を記載してください。

(4) 開館期間及び時間、休館日の変更

--

※開館期間及び時間、休館日の変更提案がある場合は、その内容と考え方についてご記入ください。

具体的な開館日等の変更計画

施設名	種別	提案する 開館期間 等	条例上の開館期間 等
記入例	全館	月曜日 開館 9:00～21:00	休館日：月曜日

※条例・規則については、募集要項等の添付資料としていますので、参考にしてください。

(5) 市内業者の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与する計画

--

※市内業者の活用や地元雇用に対する考え方・方法等について記載してください。

(6) 地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献に関する計画

--

※関係機関、地元自治会、地元住民、ボランティアなど地域との交流、協力、連携に対する考え方・方法等について記載してください。

4 収支計画

(1) 収支計画に関する基本方針

--

(2) 経費節減のための取組み

--

※経費節減の提案がサービス水準の低下を招かないものであることに留意しながら、経費節減を図るための具体的な提案とその効果を記載してください。

(3) 利用料金に関する基本方針

--

※利用料金設定の基本的な考え方、具体的な提案及び利用料金収入の年間見込額の積算方法について記載してください。

① 目標とする年間利用料金収入計画

単位：円

施設名	令和6年度 実績（参考）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
交流研修施設	34,710					
粉食加工施設	146,010					
惣菜加工施設	0					

※過去3年間の実績について仕様書に記載していますので、参考にしてください。

② 具体的な施設利用料金設定計画

施設名	種別	設定金額	条例上の上限金額
記入例	会議室	1,500 円	2,000 円/9:00～12:00

※条例については、募集要項等の添付資料としていますので、参考にしてください。

5 組織体制

(1) 組織図

--

※指揮命令系統が分かるよう組織図を記載してください。

※()内に人数を併記してください。

(2) 従業員配置計画

施設名	役職・職種	担当業務	能力・資格・実務経験 年数など	雇用形態	年齢層	備考

※雇用形態欄には「正規・嘱託・パート・委託・その他」の別を記載してください。

※備考欄には勤務体制（勤務時間・休日設定など）を記載してください。

(3) 時間帯別・雇用形態別の職員配置計画

（施設名： ）

時間帯	正規	嘱託	パート				計
～							
～							
～							

（施設名： ）

時間帯	正規	嘱託	パート				計
～							
～							
～							

(4) 従業員配置ローテーション

(施設名：)

従業員		土	日	月	火	水	木	金
雇用形態	氏名							
正規								
嘱託								
パート								

A 勤務時間パターン①

D 勤務時間パターン④

B 勤務時間パターン②

E 勤務時間パターン⑤

C 勤務時間パターン③

F 勤務時間パターン⑥

(施設名：)

従業員		土	日	月	火	水	木	金
雇用形態	氏名							
正規								
パート								

A 勤務時間パターン①

D 勤務時間パターン④

B 勤務時間パターン②

E 勤務時間パターン⑤

C 勤務時間パターン③

F 勤務時間パターン⑥

(5) 従業員採用計画

--

※現在確保している予定従業員数、今後採用を予定している従業員数、採用資格、採用方法等について記載してください。

(6) 従業員研修計画

--

※施設の管理運営を行うため、又は従業員の資質向上を図るための指導育成、研修の実施について具体的に記載してください。

6 業務委託

(1) 業務委託の考え方

--

※業務の一部について第三者へ委託することを予定している場合は、業務委託の考え方等について記載してください。

(2) 業務委託計画

施設名	業務委託する業務	業務委託する理由	業務委託先選定の考え方

7 類似施設の運用実績等

(1) 実績（令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日）

施設名	所在地	管理運営の内容・規模等 （具体的に記載）	管理運営期間

(2) その他これまでの管理運営実績が反映できる業務内容

--

8 平等利用、安全管理の確保

(1) 施設の平等利用確保のための基本方針

--

※市民に広く利用してもらうための方針等について記載してください。

(2) 市民への広報の方法

--

(3) 防犯・防災対策

--

(4) 緊急時の連絡体制や市への通報体制

--

(5) 利用者からの苦情等トラブルの未然防止対策

--

(6) 利用者に意見・要望等の把握の方法

--

※アンケート等を実施する場合には、その回数や時期について記載してください。

(7) 個人情報保護、情報公開への対応

--

9 その他

※その他特記すべき事項があれば記載してください。

(様式第4号)

収 支 計 画 書
(総括表)

(単位：千円)

区 分			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収 入 項 目	市からの委託料						
	利用料金						
	参加費						
	その他収入						
	・・・・・・・・						
収入合計（A）							
支 出 項 目	管 理 費	人件費					
		報償費					
		消耗品費					
		光熱水費					
		・・・・・・・・					
	運 営 費	報償費					
		消耗品費					
		委託費					
		広告料					
		・・・・・・・・					
支出合計（B）							
収支（A）-(B)							

※「自主事業」を含めた指定申請期間の毎年度の収支計画を年度ごとに作成してください。

※収入・支出の科目は例示であり、必要に応じて追加・削除してください。

※管理費（清掃、警備、設備機器等の管理費、光熱水費、燃料費、消耗品費、修繕料、事務運営諸経費等）と運営費（事業の開催費等）を記載してください。

収 支 計 画 書
(〇〇年度、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設)

(単位：千円)

科目		金 額	積算内訳
収 入	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ 記入)
	その他収入		
収入合計			
支 出	管 理 費	人件費（給料等）	
		賃金（臨時職員）	
		賃金（アルバイト）	
		報償費	
		旅費	
		消耗品費	
		燃料代	
		光熱水費	
		修繕費	
		税金等	
		．．．．．	
	運 営 費	報償費	
		消耗品費	
		手数料	
		保険料	
		広告料	
		委託料（再委託）	
		使用料・賃借料	
		原材料費	
		備品購入費	
		負担金等	
		．．．．．	
支出合計			

※「自主事業」を除いた施設の管理運営に係る１年間（１２ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支を記載してください。

※年度ごとに作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込が同じであれば１枚の提出で可）

※施設ごとに作成してください。

※収入・支出の科目は例示であり、必要に応じて追加・削除してください。

※上記以外の支出科目がある場合は出来るだけ、「その他」に包括せず追加して記入してください。

※管理費（清掃、警備、設備機器等の管理費、光熱水費、燃料費、消耗品費、修繕料、事務運営諸経費等）と運営費（事業の開催費等）を記載してください。

(単位：千円)

※施設ごとに作成してください

(様式第5号)

法人等概要書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

法人等の種別	財団法人 社団法人 株式会社 有限会社 その他
名 称	(フリガナ)
法人等の所在地	〒
代 表 者	
法人等設立年月日	
法人等設立の趣旨・目的・沿革	
資本金（基本財産）	
従業員数	
主な業務内容	
免許・登録	
市内所在の事務所又は事業所	事務所の名称
	所在地 〒 磐田市

※「団体の種別」では該当するものを○で囲むこと。該当するものが無い場合は、「その他」を囲み、()内に内容を記載してください。

※市内所在の事務所等については、全て記入してください。

(様式第 6 号)

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

磐田市長 草地 博昭 様

所在地
法人等の名称
代表者氏名

印

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の指定管理者指定申請を行うにあたり、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること及び応募書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

(様式第 7 号)

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

グループの名称

構成員

所在地
法人等の名称
代表者名

㊞

所在地
法人等の名称
代表者名

㊞

所在地
法人等の名称
代表者名

㊞

所在地
法人等の名称
代表者名

㊞

私は、次の法人等をグループの代表法人等とし、磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の指定管理者の申請手続き等に関して次の事項を委任します。

受任者

所在地
法人等の名称
代表者名

㊞

委任事項

- 1 指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する件
- 2 申請の辞退に関する件
- 3 協定書の締結に関する件
- 4 委託料の請求受領に関する件
- 5 契約に関する件

(様式第8号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

指定管理者指定の申請辞退届

磐田市長 草地 博昭 様

所在地
法人等の名称
代表者氏名
連絡先(電話)

印

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設の指定管理者指定の申請を辞退します。

記

- 1 申請年月日
- 2 担当者連絡先
 - (1) 役職・氏名
 - (2) 所 属
 - (3) 連絡先 電 話
F A X
Eメールアドレス

磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例

平成17年4月1日
条例第179号

(設置)

第1条 磐田市は、産業及び観光の振興を図るため、豊岡地場産品ふれあい施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 豊岡地場産品ふれあい施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市豊岡地場産品ふれあい施設	磐田市下神増1148番地

(事業)

第3条 磐田市豊岡地場産品ふれあい施設（以下「ふれあい施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産品のPRに関すること。
- (2) 産業の振興及び地域活性化に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業。

(指定管理者による管理)

第4条 ふれあい施設の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、ふれあい施設の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) ふれあい施設の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) ふれあい施設の利用許可に関する業務
- (3) ふれあい施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他ふれあい施設の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後、ふれあい施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、ふれあい施設の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第11条 ふれあい施設の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 ふれあい施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日
 - (2) 12月30日から翌年1月4日までの日
- (利用の許可)

第13条 ふれあい施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあい施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) ふれあい施設の管理上支障があるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい施設の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、使用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、ふれあい施設を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、ふれあい施設を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、ふれあい施設の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかにふれあい施設を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 ふれあい施設の利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入館者は、ふれあい施設の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊岡村地場産品ふれあい施設設置及び管理に関する条例(平成10年豊岡村条例第10号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年7月6日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例(以下「新条例」という。)第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表(第19条関係)

利用料金表

1 農産物等加工施設

(単位：円)

区分	1日	午前	午後	夜間
	午前8時30から 午後5時まで	午前8時30から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
粉食加工施設	3,240	1,620	1,620	1,620
惣菜加工施設	2,160	1,080	1,080	1,080

2 交流研修施設

(単位：円)

区分	1日	午前	午後	夜間
	午前8時30から 午後5時まで	午前8時30から 正午まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで
全室	3,240	1,620	1,620	1,620
1面	1,080	540	540	540

備考 市内に居住する者又は市内の事業所若しくは市内の事業所に勤務する者以外の者が利用する場合は、上表の金額の2倍とする。